- 第一 種苗を用いることにより得られる収穫物について育成者権又は専用利用権(以下「育成者権等」とい
- う。)を侵害した者を罰則の対象に追加すること。

- (第五十六条関係)
- 第二 法人による育成者権等の侵害に対する罰則を、一億円以下の罰金に強化すること。(第六十条関係)
- 第 三 指定種苗についての表示義務等の違反行為及び種苗業者の届出義務等の違反行為に対する罰則を、 前

者について五十万円以下の罰金に、 後者について三十万円以下の罰金にそれぞれ強化すること。

(第五十八条及び第五十九条関係)

(附則関係)

第 四 この法律は、 公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。